

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗船者死亡	
発生日時	平成23年8月28日（日） 13時50分ごろ	
発生場所	千葉県君津市 向郷 <sup>むかいごう</sup> 付近の小櫃川 <sup>おびつがわ</sup> 向郷所在の松山ノ台三等三角点から真方位028° 1,340m付近 （概位 北緯35° 17.8′ 東経140° 04.3′）	
事故調査の経過	平成23年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての乗船者Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、総トン数なし なし、有限会社マルトミ 約4.40m×約0.90m×約0.25m、FRP 機関なし、不詳	
乗組員等に関する情報	乗船者A 男性 31歳	
死傷者等	死亡 1人（乗船者A）	
損傷	なし	
事故の経過	本船は、乗船者Aほか同乗者2人が乗り、小櫃川において、平成23年8月28日13時50分ごろ転覆して全員が落水した。 乗船者Aは、行方不明となり、17時20分ごろ川底から発見されたが、搬送された病院で死亡が確認され、死因は溺水と検案された。同乗者2人は、自力で岸に泳ぎ着いて負傷しなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好	
その他の事項	乗船者Aほか同乗者2人は、カヌーレンタル業者（以下「本件業者」という。）から、カヌーと救命胴衣を借りていたが、全員救命胴衣を着用していなかった。 乗船者Aは、泳げなかった。 本件業者は、カヌーと救命胴衣を貸す際、救命胴衣着用について注意をしていた。 本件業者は、本事故翌日からカヌーレンタル業を廃業した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 乗船者Aの死因は、溺水であった。 本船は、小櫃川において、転覆した際、乗船者Aが落水したものと考えられるが、乗船者Aが落水した状況については、情報が十分に得られなか

		<p>ったため、明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者 A は、借りた救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、小櫃川において、転覆した際、乗船者 A が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸しカヌー等に乗る際は、借りた救命胴衣を必ず着用すること。</li> </ul>	